

令和8年第2回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和8年2月18日（水曜日）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所 岐阜市役所6階 6-1大会議室
- 3 出席者 水川教育長、加藤委員、岡本委員、小森委員、
- 4 説明及び職務のために出席した事務局の職員並びに関係者
野田事務局長、今井次長、中田教育統括審議監、熊澤義務教育審議監兼学校指導課長、菅原教育政策課長、神山教育施設課長、湯上学校指導課GIGAスクール推進室長、後藤学校指導課主幹兼教育推進係長、歳藤学校安全支援課長、山田学校安全支援課教育主管、高橋幼児教育課長、松村社会・青少年教育課長、八田岐阜商業高等学校事務長、藤井加納幼稚園長、広瀬岐阜東幼稚園長、小森未来科学審議監兼科学館長、井上歴史博物館長、長尾図書館長、谷ノ上子ども支援課長、豊田市民活動交流センター係長、水野市民活動交流センター副主幹、今瀬教育政策課庶務係長、大野教育政策課庶務係主任主事、真野教育政策課政策係長、勝野教育政策課主査、宮本教育政策課主任主事、堀部教育政策課主任主事、小川教育政策課主事
- 5 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告

 - (1) 臨時代理 岐阜市立学校の臨時休業について（学校安全支援課）
 - (2) 臨時代理 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課）

 - 第5 議事

 - (1) 第3号議案 岐阜市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）

-
- (2) 第4号議案 教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
(学校指導課)
-
- ※ (3) 第5号議案 令和8年度岐阜市一般会計当初予算に関する教育委員会の意見について
(ぎふ魅力づくり推進部 歴史博物館・図書館・科学館、
市民協働生活部 市民活動交流センター)
-
- ※ (4) 第6号議案 令和7年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について
(ぎふ魅力づくり推進部 歴史博物館)
-
- ※ (5) 第7号議案 岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例制定について
(ぎふ魅力づくり推進部 歴史博物館)
-
- ※ (6) 第8号議案 準教科書の使用承認について (岐阜商業高等学校)
-
- ※ (7) 第9号議案 令和8年度岐阜市一般会計当初予算に関する教育委員会の意見について
(教育政策課)
-
- ※ (8) 第10号議案 令和7年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について
(教育政策課)
-
- ※ (9) 第11号議案 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について
(教育政策課)
-
- ※ (10) 第12号議案 令和7年度末岐阜市学校職員定期人事異動の基本方針について
(学校指導課)
-

第6 その他

-
- (1) 「Gifu Mirai's Education Week」のまとめについて (学校指導課)
-
- ※ (2) 学校給食の抜本的負担軽減について (学校安全支援課)
-
- ※ (3) いじめに関する報告について (学校安全支援課)
-

第7 閉会

6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり

※については非公開にて会議

午後 1 時 30 分開会

○水川教育長 それでは、本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和 8 年第 2 回岐阜市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、伊藤委員、益子委員におかれましては、本日欠席の旨、ご連絡いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の会議録は前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には本日の出席者を指名いたします。

傍聴者に申し上げます。傍聴の際は、傍聴券の裏面に記載した事項を遵守してください。会議の撮影、録音などは、岐阜市教育委員会傍聴規則の規定により、禁止しておりますので、ご注意ください。会議の円滑な運営にご協力をお願いします。

では、議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が 2 件、議事が 10 件、その他が 3 件となっております。議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおりに扱うものといたします。それでは、日程第 4、諸般の報告にまいります。

報告 (1) 臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

○歳藤学校安全支援課長 (報告 (1) 臨時代理 岐阜市立学校の臨時休業について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。よろしいでしょうか。

次に、報告 (2) 臨時代理の報告について説明をお願いします。

○真野教育政策課政策係長 (報告 (2) 臨時代理 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。よろしいでしょうか。

続きまして、日程第 5 議事にまいります。第 3 号議案について説明をお願いいたします。

○真野教育政策課政策係長 (第3号議案 岐阜市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定についての説明)

○水川教育長 第3号議案について質疑および討論を行います。
ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

○岡本委員 非常に細かいですが、11ページの図を見ますと、赤線の新町界という区域と大字界や字界と呼ばれるところにずれがあります。本荘中学校の北側など、この間にある地域は従来の地番のまま残るのでしょうか。

○真野教育政策課政策係長 今回、住居表示された区域についてお示ししてございまして、それ以外につきましては、住居表示は未実施ということでございます。今回の規則の改正の対象とはならず、従来の地番のままということになるかと思っておりますので、そちらについては変更がないという認識をしております。ですので、通う学校についても変更がないということでございます。

○水川教育長 よろしいでしょうか。なければここで採決を行います。
第3号議案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第3号議案は原案のとおり可決されました。
続きまして、第4号議案について説明をお願いいたします。

○熊澤義務教育審議監兼学校指導課長 (第4号議案 教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明)

○水川教育長 第4号議案について質疑および討論を行います。
ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

○小森委員 16ページの目標のところ、「働きやすさをととも感じる」「働きがいをととも感じる」と回答する教員の割合を80%以上にしていくということでした。「どちらかと言えば感じる」と回答した方が「ととも感じる」になれば、80%になるというご説明でしたが、80%はなかなかの数字だと思います。高い目標を掲げていただいたと思っていますので、是非、実現に向けて取り組んでいただきたいというのが感想です。

その上での質問ですが、1点目は成果指標に関してです。22ページで一覧にまとめていただいておりますが、その割合のところ、例えば、「支援推進コーディネーターによる、地

域との連絡調整が機能しているととても感じている学校の割合」や、「保護者や地域等の方が、登下校時の見守り活動に頻繁に参加している学校の割合」といったところで、「とても」とか、「頻繁に」といった主観的な指標で、それを感じる学校が何パーセントかということになっています。そうしますと、学校がそれを回答したときの判断、例えば校長先生の感じ方などといったものに左右される危険はないのかなと思いました。成果指標として「とても」とか「頻繁に」など主観的なものを採用することについて、懸念点はないでしょうか。

2点目は、先ほどのご説明の中でも、23ページなど様々な箇所、「※印の項目については、教育課程内の活動として、教職員が子どもと向き合う大切な時間であり、積極的に外部の方に協力を要請して活動を推進するものではない。」と整理され、「各学校や地域の実情に合わせて取り組むものとする。」と記載があります。他方では数字を上げていこうというメッセージがあり、他方ではこれについては積極的にやらなくてもいいです、実情に合わせて取り組んでくださいということで、学校としてどのように取り組んだらよいのか少し分かりにくいのではないかと思います。学校や地域の実情に合わせて取り組むとはどういうことなのか、どのように学校に伝えていくのかという、2点をお尋ねしたいと思います。

○熊澤義務教育審議監兼学校指導課長 指標についてですが、例えば登下校の見守り活動の場合、10人の方が来てくださった場合、10人が多いか少ないかは学校の規模によって捉え方が違ってきますので、どうしても各学校の判断ということになります。主観的という懸念は感じておりましたが、それぞれ学校の実情などが違いますので、そういったことを配慮してこのような指標にさせていただきました。

それから、※印のところですが、すでに地域の方が関わっていただいている学校もありますが、例えば中学校などは本当にここまで必要としているかなど、また地域の実情など様々に状況が違います。ここで私達が確実に伝えていかななくてはいけないのが、地域の方がやってくれるから休憩できるとか、楽できるというメッセージは絶対によくないと思っております。こういうときこそ、子どもと接したりする中で子どもの変化に気づいて、いじめの未然防止や、もっと言えば、信頼関係を築けるよいチャンスですので、先生たちが積極的に入っていきべきだということはメッセージとして伝えておきたいと思っております。ただ、地域の方がこういう実情を見たときに、ぜひ協力したいというところがあれば、学校に応じていただくことがよいのではないかと思います。そういった事情から、※印については、目標を少し低く設定しております。

○小森委員 すべてを客観的、あるいは定量的な指標として示すことが難しい面があることは理解しております。その中で、どれだけ指標として客観性を高めることができるかという観点で設定されたものであると今のご説明で理解いたしました。いずれにしても、この計画を現場で実行するにあたっては、各学校において具体的に何を行うかは、学校によってさまざまであると思っております。そのあたりについては、教育委員会で他の事例などを

紹介していただきながら、各学校が何を行えばよいか分からないといったことにならないよう、ご配慮いただければと思います。

○岡本委員 前回は話しましたが、岐阜県市町村教育委員会連合会の会議をしたときに、他市では、地域の方とうまくコミュニケーションが取れなくて、学校の子どもたちのためにやってるのになぜ先生が来ていないのかと言われ、結局、地域に任せたはずの業務が先生も関わらないといけなくなってしまっているということでした。別の見方をすれば、手が離れたようにみえても、実際には十分に手が離れていない状況が既にあるということです。

そういった問題に加えて、管理職の先生方の業務になっている可能性があります。アウトソースを行った場合、その報告や進捗を管理していかないといけなくなります。地域の方をお願いした場合、ときにはそういう報告を受けないといけなんでしょうし、それ以外の業務も当然出てきます。管理職の先生か、個別の先生がされるのか分かりませんが、ここにはない新たな業務が発生する可能性があると思います。そのバランスをしっかりと考えていかないと、本来の業務だけでなく、管理業務などさらに業務が増えてしまうことにならないかと危惧いたします。

それから、教育的な側面として、例えば、先生が子どもと一緒に給食を食べることや、一緒に掃除をすることが望ましいということを観念的には思います。一方で、今のお話しのように、緩やかに地域の方にも関わっていただくということになった場合、こうした教育的な側面を、今後どのような効果として捉えていくのかという点も気になるところです。給食の時間を先生方の昼休みとすることはなかなか難しいと思いますが、最近の若い方たちにとって、昼休みの時間がきちんと確保されることが一般社会では当たり前になりつつあります。学校という環境ではどうなるか分かりませんが、そうした点のずれについても見極めていかないと難しいのではないかなと思いました。決して無理なことではないと思いますが、進め方を誤るとトラブルにつながる可能性もあるのではないかと危惧しております。

○熊澤義務教育審議監兼学校指導課長 地域には、地域学校協働本部が設置されており、これまでも支援推進コーディネーターが位置づけられていましたが、そうした方を中心に、各地域において様々な団体と連携を図っていくことになっております。ただ、これまでなかなか十分にその機能が発揮されていない部分があると思いますので、支援推進コーディネーターの方をコミュニティ・スクールの会などに招いて実情を共有し、この方を中心に学校の実情に応じた協力体制を構築していただけるようお願いしたいと思っております。これまでどちらかというと教頭を中心に進めてきましたが、今後はきちんと住み分けして行っていきたいと思っております。

また、先ほどの休み時間や給食時間については、こういうときこそ、子どもたちとの関係作りができるいいチャンスで、先生たちがじっくりと子どもと向き合えるように進めていくことを伝えていきたいと思っております。休憩時間等のこともありますので、各学校では、

できる限り空き時間を作るとか、下校時間を早めている学校もありますので、子どもが帰ったら少し休憩を取れるようにするなど配慮しています。なかなか通常のサラリーマンのように12時から13時まできちんと1時間の休憩を取ることが難しい部分がありますので、各校の実情に応じて、休憩時間が確保できるよう工夫しているところです。

○岡本委員 確かに普通のサラリーマンと同じようにはいかないことは理解しております。ただ、今年、労働基準法の改正が予定されており、今後は、時間外に連絡を取ってはいけないとか、会社の携帯電話を持ち帰らず、会社に置いておかなければならないなど、様々な点で働き方が変わっていくという話も出てきています。例えば学校では、子どもに何かトラブルがあれば先生が呼び出されることはあると思います。メンタルケアや健康面の観点から、時間的な拘束がどこまでになるかなど、今後制度が変わっていく部分もあると思います。先生がどこまで適用されるかについては把握しておりませんが、そうした部分についても確認しながら進めたいと思います。また、こうした取り組みによって、ある程度時間の制限ができたとしても、時間が空いた分、別の業務が増えて、結局として拘束時間が変わらないという状況に陥りがちです。区切るべきところはしっかりと区切るなど、メリハリのある対応が必要になってくるのではないかなと思います。

○熊澤義務教育審議監兼学校指導課長 教職員の適正な勤務時間の管理はこれまでもやってきておりますが、今度11時間のインターバル制度といったことも導入されますので、そうしたことも意識しながらしっかりと管理するよう校長に働きかけていきたいと思いません。

○加藤委員 先ほど話が出ましたが、評価が少し客観的な指標ではないところが気になっています。客観的な指標にならないのも分かりますが、特に「教職員が子どもと向き合うことができた」と、とても感じている学校の割合」という指標は、主体が教員ですが、教員が向き合えたと思っていても、子どもが思っていなければあまり意味がありません。全体的に教職員がそう思えばよいという指標であることが少し気になりました。もちろん、この計画は教職員の業務ということなので仕方がないかもしれませんが、とても感じる内容が何なのかというところで、向き合うということが、こちらがやらせたいことをやらせていることで向き合っていると思ってしまう先生もいるかもしれません。向き合うということは、本当は子どもが発信しているものをしっかりと拾うことが向き合っていることだと思います。この文言から先生たちがどのように感じ取って、どういうものの割合を拾ってくるのか、少し気になる点かなと思います。何が大事なことを先生方がしっかりと共通理解をされているかが気になります。

また、地域のことについてです。地域の方の力は大事だと思いますが、今の子どもたちは多様な意見や関わりに対して、繊細に受け止める面もあり、非常に傷つきやすい子どもたちが少なくないと感じています。そのため、地域の方がどのような視点で、子どもたちと関わっていただくのかについて、しっかりと理解を深めていただくための取り組みや啓

発等も必要だと思っています。本当に、地域には様々な人がいてよいと思いますが、子どもへの接し方や感覚が、時代によって違いますので、いわゆる昭和の感覚での声かけが、現在の子どもにとっては強く受け止められ、傷ついてしまう場合もあります。やはり、ソフトの部分の共通認識をしっかりと持っていただいていた上で、このような調査などにも力を入れていくことが必要ではないかと思っています。

○熊澤義務教育審議監兼学校指導課長　今回は、教職員から聞いておりますが、学校安全支援課が行っている学校風土の調査で子ども目線からの意見も聞いておりますので、今後、この評価を見ていく際に、そうした内容も参考にしていきたいと思います。

また委員が仰ったように、向き合うという意味をしっかりと伝えていかなければいけないと思われましたので、説明の際には、具体を踏まえながらしっかりと話をしていきたいと思っています。

地域の方につきましても、ご意見いただいたことをお伝えさせていただきたいと思いません。

○水川教育長　そのほか、よろしいでしょうか。なければここで採決を行います。

第4号議案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長　第4号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6その他についてですが、時間の関係で、次の会議にまわしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○水川教育長　それでは、以降の議事は秘密会で進行をいたします。

傍聴者をご退席ください。

(以降 秘密会で開催)

○水川教育長　それでは、以上で本日の会議は終了となります。

次回の会議の日程を確認いたします。次回の会議は3月4日水曜日午前11時からを予定しています。詳細については改めて事務局よりお知らせをいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会といたします。

午後 2 時 30 分閉会